

社会福祉法人 きらめき福祉会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人きらめき福祉会（以下、「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤役員には、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等には、業務に応じた報酬を支給することとする。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、評議員会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
 - (2) 通勤手当については、職員給与規定に準ずる額
- 2 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表2の区分に応じて定めるものとする。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。（ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、社会福祉法人きらめき福祉会職員給与規程に準じて支給する。）
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、それぞれ理事会又は評議員会に出席した都度支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数のあるときは、これを切り上げた額とする。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

附 則

(施行期日) この規程は、2019年9月25日から施行する。

2021年5月15日 一部改正

別表第1（第3条関係）

役職名	報酬の額
理事長	月額80,000円～月額850,000円
理事	月額80,000円～月額550,000円
監事	月額80,000円～月額550,000円

別表第2（第3条関係）

（1） 評議員

	日額
評議員会への出席	6,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000円

（2） 役員

	日額
理事会への出席	6,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000円